

令和2年4月22日から
令和2年4月22日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和2年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（4月22日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第1号 専決処分した事件の承認について	6
報告第2号 専決処分した事件の承認について	7
報告第3号 専決処分した事件の承認について	11
報告第4号 専決処分した事件の承認について	18
議案第26号 農業用機械の取得について	23
議案第27号 車両の取得について	27
閉議の宣告	29
閉会の宣告	29

令和2年第2回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年4月22日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第26号 農業用機械の取得について
- 第 9 議案第27号 車両の取得について

○出席議員（12名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 8番 深 見 迪 君 | 9番 本 多 耕 平 君 |
| 10番 黒 沼 俊 幸 君 | 11番 鴻 池 智 子 君 |
| 12番 後 藤 勲 君 | 13番 菊 地 誠 道 君 |

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 企画財政課長 | 武 山 正 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 齋 藤 和 伸 君 |
| 管 理 課 長 | 村 山 裕 次 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 保健福祉課長 | 石 塚 剛 君 |
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 観光商工課長 | 三 船 英 之 君 |

育成牧場長	常陸勝敏君
建設課長	富原稔君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（菊地誠道君） ただいまから令和2年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
8番・深見君、 9番・本多君、 10番・黒沼君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

- 町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。3月10日から11日の大雨融雪による洪水災害対応の費用について3月16日に専決処分を行いました補正予算について、また新型コロナウイルスに対する緊急的な費用について3月23日に専決処分を行いました補正予算について、さらには3月31日に専決処分をいたしました標茶町税条例等の一部改正について、今般の新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞に迅速に対応するため4月

16日に専決処分した補正予算について、それぞれご報告申し上げ、その承認をいただくとともに、財産の取得等の議案2件についてご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。令和2年第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の3点について補足いたします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。令和2年第1回定例町議会後の対応についてご報告いたします。

3月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、新型コロナウイルス感染症も本特別措置法の対象となりました。

3月18日には、北海道知事が記者会見を行い、2月28日に発出していた「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を、3月19日をもって終了することを表明しましたが、4月7日、安倍首相が新型コロナウイルス感染拡大に伴う改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、対象地域を7都府県、期間を5月6日までとしました。

北海道では、国による緊急事態宣言の期限である5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」と位置づけ、道民に対して感染防止に向けた取り組みを要請していましたが、4月17日になって政府が緊急事態宣言を全国へ拡大し、北海道にあつては特定警戒地域とされたことから、さらに踏み込んだ自粛要請を行いました。

本町におきましては、政府の緊急事態宣言を受け、4月8日にそれまでの対策本部を新型インフルエンザ等対策本部に改め、昨日までに4回の本部会議を開催し、感染拡大防止に向けた協議を進めて参りました。

すでに町民向け周知を行っておりますが、5月6日までの間、人と人の接触機会を減らし感染拡大を防ぐことを目的に、小中学校をはじめ各種施設の休業、休館や会議・会合の自粛を決定したところであります。

また、この間の経済活動の縮小により売り上げの大幅な減少に直面し、また、見込まれる事業者がいることから給付と融資による経済対策を決定し、迅速な処理のため専決処分による財政措置を行っております。後ほど改めてご報告申し上げますので、ご理解ご承認賜りますようお願いいたします。

2点目は、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、ご報告いたします。

令和元年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております、標茶中茶安別線道路改良舗装工事について、設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものであります。

設計変更は、契約額8,822万円を42万9,000円増額し、8,864万9,000円に変更したものです。

理由としましては、設計図書で不確定であった抜根物の処分量、基礎法止ブロックの数量及び既設構造物の取壊し処分数量が確定され、数量変更に伴う設計書精査の結果、契約金額が増となったものです。

3点目は、大雨融雪に係る洪水災害対応についてであります。去る3月10日から11日にかけての大雨融雪災害への対応にあたりましては、3月定例会の会期についてご配慮賜りましたこと改めまして感謝申し上げます、この度の災害の概要についてご報告いたします。

10日の朝から11日の朝方にかけて、北海道付近を発達した低気圧が通過したことに伴い、釧路根室地方において大雨となりました。標茶町での24時間の最大降雨量は64ミリメートルを観測しました。

また、3月5日に降った大雪が今回の大雨及び気温の上昇に伴い、とけ出した影響もあり、釧路川が増水し、標茶観測所において、戦後3番目となる水位22.39メートルを記録しております。

被害状況につきましては、床上浸水の被害はなかったものの、内水氾濫により富士・桜・平和地区で住宅、事業所への床下浸水3件、塘路地区で床下浸水が1件報告されております。また、下オソベツ地区で牛舎等農業関連施設への浸水被害が1件報告されております。

警戒体制等につきましては、3月10日朝より、河川及び気象状況を注視し、状況の悪化が予測されたことから、午後3時40分に第1回災害対策会議を開催し、庁内での情報共有を図り、事前の防災体制を整えるとともに、道路パトロールや河川巡視など、事前の減災対策を実施しました。また、夜8時過ぎには下オソベツ水位観測所にて、氾濫注意水位を上回る恐れがあるとの水位予測により、午後5時に釧路開発建設部に対し、リエゾン派遣を要請し、あわせてポンプ車の派遣を依頼し、内水氾濫対策を図ったところであります。

避難情報の発令ですが、当初予測では、それほどの水位は上昇しないものと判断しておりましたが、午後10時頃より急速に水位上昇が見られ、3月11日の朝8時頃に氾濫危険水位に達する見込みであることから直ちに避難等の対応を図ったところです。トレーニングセンター・ふれあい交流センターの避難所開設準備指示を行うとともに災害対策本部を設置、午前1時30分に浸水想定地区であります、富士、旭、桜、平和、1,116世帯2,235人に対し避難準備情報・高齢者等避難開始を発令いたしました。

その後、3月11日午前5時5分に避難勧告を発令、午前6時5分には、避難指示を富士、旭、桜、平和、麻生の一部、多和地区の一部、合計1,192世帯2,410人に対し、エリアメールにより住民周知を実施いたしました。なお、気象予報や河川水位の状況から判断し、11日午前9時14分に避難指示を解除し、避難勧告とし、その後午前11時55分に避難勧告を解除した後、順次、避難所を閉鎖したところでございます。

避難状況につきましては、午前1時30分に、農業者トレーニングセンター、社会福祉センターと福祉避難所であり、ふれあい交流センターを開設したほか、デイサービスセンターへの緊急入所対応を行い、最大254名の方を収容し、新型コロナ対策を図りなが

ら、安全確保に努めたところでございます。

減災対策として、釧路川樋門閉鎖に伴う内水氾濫への対応として、樋門閉鎖と同時に、事前に要請していた北海道開発局、標茶消防署、標茶町土木建設業協会のご協力による排水作業を実施したところです。また、融雪に伴う浸水等の問い合わせに対しましては、土のうの設置等の対応を行ったところです。

今回の災害対応での教訓をさらなる減災防災対策の充実に努めてまいる所存であります。また、避難指示及び災害対応につきましては、多くの関係機関、各町内会、町民の方々にご協力を頂きましたこと、深く感謝申し上げる次第であります。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第1号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分でございます。

内容につきましては、3月10日から11日にかけての大雨と融水による災害復旧費及び災害対策費の補正でございます。

補正額は1,734万9,000円の増額であります。なお、本件は3月16日をもって、専決処分させていただきました。ご承認のほどお願い申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第7号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の令和元年度標茶町一般会計補正予算（第7号）をお開きください。

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第7号）

令和元年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,734万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億1,803万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」はただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、報告第1号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎報告第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。報告第2号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第2号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分でございます。

内容につきましては、国において新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を踏まえ、3月10日に令和元年度一般会計の予備費の使用を閣議決定したことを受けての新型コロナウイルス感染症対策等に係る経費の補正でございます。

補正額は1,126万8,000円の増額であります。なお、本件は3月23日をもって、専決処分させていただきました。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第8号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の令和元年度標茶町一般会計補正予算（第8号）をお開きください。

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第8号）

令和元年度標茶町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,126万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億2,929万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましてはただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 8ページの児童福祉費の委託料、学童保育所へのコロナ対応というご説明でしたけど、内容を詳しく教えてください。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

コロナ対策の部分に関しましては、北海道で非常事態宣言がでたときに学校を休業したというところで、その後、子供の居場所づくりという部分で学童保育所の開所を国のほうで開けるようにというような、要請がありました。それに基づいて町のほうでも、町内に各5カ所、学童保育所がございますが、本来であると学校が開いていますから、通常の保育時間ではない部分を学童保育として開けるというところで、その部分について全額の国からの助成という形で、受けている部分でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） これは、職員さんに対する、言ってみれば賃金という解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

町内の学童につきましては、各学童保育運営委員会という各地区の入所者のご家族で構成されている運営委員会があるんですけど、そこに対する委託という形の全額、人件費部分とそれから時間の追加部分ということで、ほぼ人件費の追加という形で委託の変更をしているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 学童保育所のマスクが出ていますが、これは職員分なのか、学童保育は当初、確か3年生までしか開所していなかったですよ。子供の分も入っているのか、それが一つと、それから単価ですね、1枚いくらのを買ったのか。それと一人当たりどれくらいのマスクを購入したのか、この3点をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず数といいますか、これは職員それから子供の分をあわせての必要量という形になってございます。

単価につきましては、緊急に国のほうで整備されたもので、このまま令和2年度のほうに予算を繰越しさせていただいておりますので、今後、繰越しをした後で令和2年度に執行という形になりますので……

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 失礼いたしました。

3月31日付けの専決補正で予算を繰越しさせていただき予定でございまして、それ以降の執行になるということで、現在のところ、単価の部分については確定している状況ではございません。一方で、市場の中では、通常取り引きしている会社さんともいろいろ相談はさせていただいているんですけども、実際のマスクを取り扱っている会社さんとかでも、単価の上昇により、もともとの取引メーカーとの契約を解除になるというような事態もありまして、一定程度の単価の上昇というの見込まざるを得ない状況での発注になるかなというふうに思っております。ただ、現時点での1枚いくらというような単価の部分はこれからこまかく会社さんと調整しながら、決めて発注をしていかなければならない部分でございます。

それから3点目の数量の部分でございしますが、人数掛ける期間という部分で数量というのは見込まなければいけないんですけど、今のところ期間についても明確にはでてきておりませんし、実際の子供の数、それから先生の数を含めてなんですけど、最低でも1年くらいは見込まなければいけないのではなかろうかというようにところで考えておりますが、実際に市場の中でのマスクの供給不足というのもございまして、補助事業の期間中にどこまで確保できるかということは明確にお答えすることができない状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） わかりました。

聞いたことは何一つわからないということは分かったんですが、心配したのはせっかく予算がつけられているのにね、本当に予防のためのマスクが行き渡っていないという現状があるということで認識していいですか。そういう認識で。個々人ではなくて行政が予算だてをして、専決してね、そして必要だと思われているような内容がね、依然として解消されていないという認識でよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） まずそのマスク単体の話になりますと、なかなか町としても、私ども保健福祉課だけではないんですけども、なかなか確保しづらい状況、町民の方を含めて町全体で確保しづらい現状というのは当然皆さんご認識があるとは思いますが、その中であって、いろいろと各方面、手を尽くしながら、確保して感染防止策に努めていきたいというのが町としてやっているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎報告第3号

○議長(菊地誠道君) 日程第6。報告第3号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長(齋藤和伸君)(登壇) 報告第3号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、関係する政令、及び省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和2年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、個人町民税の扶養申告に係る規定改正、固定資産税の所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなすことができる規定及び現所有者の申告規定の新設、固定資産税の課税標準の特例を定める「わがまち特例」の規定改正などであります。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページをご覧ください。

専決処分書(写)

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

(標茶町税条例の一部改正)

第1条 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料を中心に説明いたします。

議案説明資料の表紙をめくっていただきまして1ページ、報告第3号資料をご覧ください。

報告第3号資料①、区分、町民税、改正項目1、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で、関係条項は、条例第35条の3の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、国税等において、未婚のひとり親を加えた、ひとり親所得控除が創設されたことに伴いまして、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置になります。

見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とするものです。

施行につきましては、令和2年4月1日。適用は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることとし、第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用します。

改正項目2、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書で、関係条項は、条例第35条の3の3、改正内容は、改正項目1と同じ理由により公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置をするものです。

見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とするものです。

施行は、令和2年4月1日。適用は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることとし、第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用します。

改正項目3、法人の町民税の申告納付」で関係条項は、条例第47条第2項、改正内容は、関係法令改正による規定の整理で、「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改めるものです。施行につきましては、令和2年4月1日となります。

次のページをご覧ください。

区分、固定資産税、改正項目4、固定資産税の納税義務者等で関係条項は、条例第53条第2項及び第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理と条文中の字句の修正になります。

第2項及び第4項中、「登録されている」を「登録がされている」に改正するもので

す。

第4項においては、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として、次のように加える。

この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

施行は令和2年4月1日。適用は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。第4項は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

第53条第5項から7項につきましては、改正内容は、関係法令改正による規定の創設等で、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない固定資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税することができるとするものです。

固定資産台帳への登録の際は、町は当該使用者へ通知しなければならないという規定が第5項として追加されます。

第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次の1項を加える。

第5項、法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第5項の規定の施行は、令和2年4月1日。適用は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用します。

次のページをご覧ください。

改正項目5、固定資産税の課税標準で関係条項は、条例第60条9項及び10項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、参照している法の条文の改正が行われたことによるもので、ご覧のと通りの改正になります。

施行は、令和2年4月1日。適用は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

改正項目6、法第349条の3第28項等の条例で定める割合で関係条項は、条例第60条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、参照している法の条文の改正が行

われたことによるもので、ご覧のと通りの改正になります。

施行及び適用は、改正項目5と同じです。

改正項目7、現所有者の申告で、関係条項は、条例第73条の3で、改正内容は、関係法令改正による規定の整理で、参照している法の条文中に新たに規定が創設されたことに合わせて、本条例にも新たに規定を追加するもので、条例第73条の2の次に1条を追加するものです。

第73条の3、現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

（2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

（3）その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

施行は令和2年4月1日。適用は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用するものです。

次のページをご覧ください。

改正項目8、固定資産に係る不申告に関する過料で、関係条項は、条例第74条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、第1項中「又は」を「もしくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改めるものです。

施行は令和2年4月1日、適用は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

区分、たばこ税、改正項目9、たばこ税の課税免除で、関係条項は、条例第95条第2項から第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、参照している法の条文中に新たに規定が創設されたこと等に合わせて、本条例にも新たに規定の追加等をするものです。

改正する内容については、ご覧のとおりですが、第2項については、2前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第97条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用するというものでございます。

施行は令和2年4月1日になります。

改正項目10、たばこ税の申告納付の手続で、関係条項は、条例第97条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「第95条第2項」を「第95条第3項」に改めるものです。

施行は令和2年4月1日になります。

次のページをご覧ください。

区分、特別土地保有税、改正項目11、特別土地保有税の納税義務者等で、関係条項は、条例第130条第6項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「第53条第6項」を「第53条第7項」に改めるものです。

施行は令和2年4月1日になります。

区分、町民税、改正項目12、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で関係条項は附則第6条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、平成を令和に元号を修正する改元対応によるものです。

改正項目13、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除で関係条項は附則第7条の3の2、改正内容は改正項目12と同様、改元対応によるものです。

改正項目14、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で関係条項は附則第8条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長し、令和6年度までとするもので、第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改めるものです。

施行につきましては、令和2年4月1日。適用は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

区分、固定資産税、改正項目15、読替規定で関係条項は附則第10条、改正内容は、条文中の字句の修正になります。

次のページをご覧ください。

区分、固定資産税、改正項目16、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、関係条項は、条例附則第10条の2第2項から第12項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法改正による項の移動、規定整理及び追加になります。項番号の改正のほか、ご覧のと通りの改正になります。

追加する規定は、8 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とするというもので、これは、「特定水力発電の設備」に係るもので、価格に4分の3の割合を乗じて得た額を課税標準とするものです。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備について、わがまち特例を導入した上で適用期限を2年間延長することとされたことによる規定の整備になります。

施行は令和2年4月1日。適用は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適

用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。ただし、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

また、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

次は6ページから7ページにかけての改正項目になります。

改正項目17、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例、農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例で関係条項は、それぞれ附則11条、附則11条の2、附則12条、附則13条になります。

改正内容は、いずれも関係法令の改正による規定の整理で、改元対応によるものです。

区分、特別土地保有税、改正項目18、特別土地保有税の課税の特例で関係条項は、附則第15条、改正内容は、改元対応によるものです。

区分、町民税、改正項目19、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で関係条項は、附則第17条の3、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で当該特例について、適用期限を3年間延長するもので、第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改めるものです。

施行につきましては、令和2年4月1日になります。

次のページをご覧ください。

区分、固定資産税、改正項目20、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、関係条項は、附則第19条、改正内容は、改元対応によるものと、条文中の字句を改めるものです。

区分、町民税、改正項目21、個人の町民税の税率の特例等で、関係条項は、附則第20条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改元対応によるものです。

改正項目22、令和元年度条例改正第2条のうち、第24条の改正規定、附則第1項第3号、附則第3項で、関係条項は、令和元年改正条例第2条、附則第1項及び第3項で、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正内容は、改正項目1と同じく、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るといった所要の措置によるものです。

区分、附則、改正項目23、施行期日、24、町民税に関する経過措置、25、固定資産税に関する経過措置につきましては、先ほどの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

また、10ページの改正項目26、平成27年改正条例、27、平成28年改正条例、28、平成

28年改正条例、29、平成29年改正条例、30、平成30年改正条例についての改正内容は、いずれも改元対応によるものです。

以上で、報告第3号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 議案書の8ページになります。使用者を所有者とみなして課税するということなんですが、2点質問したいんですが、一つは本町にそういう例があるのかどうなのかということ、それからもう一つは条文の解釈の仕方なんですが、使用者を所有者とみなして課税するわけなんですけれども、登録は違うんだと思うんですけど、所有権といいますか、これは使用者にあるというふうに解釈していいのか、この2点だけ。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） ただいまのご質問について本町においてはそういった事例はございません。

条例53条第4項で、災害等の理由で所有者の所在が不明の場合は、使用者を所有者とみなして課税できるという規定が既にあるんですが、この規定についても今まで本町については、ございません。

あと、みなした場合の所有権の異動につきましては、あくまでも課税補充台帳に記載、登録されることにはなるのですが、実際に所有権が移るということにはなっていないです。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） いまの深見議員の質問に関連するんですけど、私も経験があるんですけど、不在地主と呼ばれる土地がありまして、たまたまそこを使っていたら、納税管理人ということで納付書をいただいていた、固定資産税を納めていた経験が私はあるんですけど、最終的に今言われたようにその土地は自分のものにはならないものですから、時効取得かな、裁判か何かで最終的には自分のものになったんですけど、そういう物件はまだあるのですか。例えば、納税管理人名か何かで何件か払っている部分があると思うんですけど、そのへんはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時06分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） 納税管理人の了解のもとで、納税管理人が当該固定資産税を払うということについては、使用者課税という観点においてあるという形になってきます。ただ、当該規定につきましても、あくまで使用者の存在自体が不明の場合に限られます。誰が所有者であるか、誰かはわかるんだけど所在が不明であるといった場合は、公示送達等で課税が可能でありますので、この規定の対象外になります。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。報告第4号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第4号の内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分でございます。

1月15日に日本で第1号の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、さまざまな影響がでてきているところでございますが、本町においてもその影響は大変大きなものであることから、町内に事業所等を有する事業者に対する融資資金の利息及び保証料に要する補助、及び飲食業を営む事業者等に対する臨時給付を目的とした経費の補正でございます。

内容でございますが、中小企業特別融資貸付利子補給補助金432万3,000円、セーフティネット貸付利子補給補助金42万4,000円、標茶町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金3,900万円は全て新規で、補正額の合計は4,374万7,000円の増額でございます。

また、2件の債務負担行為補正も行っております。なお、本件は4月16日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるといふものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第1号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の令和2年度一般会計補正予算書をお開きください。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,374万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、121億674万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

事項は、地域応援資金、補正後の期間は令和3年度から令和8年度までで、限度額を融資金2億円に対する利子補給、年2.1から2.3%、1,628万3,000円とするものです。

次に事項、セーフティネット利子補給資金、期間は令和3年度から令和11年度、融資金4,000万円に対する利子補給、年1.0から1.2%、127万4,000円とするものです。

10ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項は、地域応援資金、債務負担行為の限度額、融資金2億円に対する利子補給、年2.1から2.3%、1,628万3,000円。当該年度以降の支出予定額、令和3年度から令和8年度1,628万3,000円。財源内訳ですが、一般財源で1,628万3,000円の追加。

次に事項、セーフティネット利子補給資金、債務負担行為限度額ですが、融資金4,000万円に対する利子補給、年1.0から1.2%、127万4,000円。翌年度以降の支出予定額ですが、令和3年度から令和11年度、127万4,000円。財源内訳ですが、一般財源で127万4,000円の

追加。合計では債務負担行為の限度額 5 億 7,442 万 7,000 円、前年度末までの支出見込額 3 億 3,272 万円、当該年度以降の支出予定額ですが、2 億 4,170 万 7,000 円。括弧内の 3,254 万 1,000 円につきましては、令和 2 年度の支出予定額となっております。財源内訳でございますが国道支出金 2,540 万 4,000 円。一般財源で 2 億 1,630 万 3,000 円とするものです。

以上で、報告第 4 号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8 番（深見 迪君） 質問しないつもりでいたんですが、ちょっとこの後のことが心配で質問しますけれども、今回は議会と町理事者が一体となって、新型コロナに立ち向かうという最初の成果だったと思うんですね。間髪を入れず専決処分をした町長に敬意を表したいと思います。

その上にたって、一つだけ質問したいのですが、これは町長に質問したいんですが、この対象となる業者は釧路新聞にも出ていましたけどね、これを聞きたいわけではないんですが。ここで例年雇っていた従業員を、商売が成り立たないので雇止めせざるを得なくなっている実態が出ています。この 30 万円の中にはそういうことも配慮した金額としてみていいのだろうかという、町長の腹の中を聞きたいと思います。

二つ目は、備荒資金を支消してこの金額をひねりだしたわけですけど、これは本会議場で答えなければいいんですが、今、備荒資金ていうのはこれを支消した残額はどのくらいあるんですか。以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

今回、前段で全員協議会が議長のほうからございましたので、その中で議員の皆さんの思いも受けながら緊急に 3 本立てで、資金融資を 2 つ、それから給付という形にさせていただきました。

特に対象という話であります。皆さんもご存じのように、標茶町内で 1 番困窮しているのはやはり、3 月、4 月等の宴会関係が特に開催されないということに伴う、飲食業関係が 1 番困窮しているということは皆さんご承知だと思いますので、そこに対して一律に給付する、さらにそれ以外に関連する部分につきましても影響を受けているというふうに伺っておりますので、それについては一定程度の減額の率にあわせた形で、同じようにそれも見込ながら、今回対応できるというふうにしておりますので、いろんな業種を含めて、町内の中小の業者には適用になるのではないかと考えおりますし、この使い道につきましてはやはり、それぞれの事業者が自主的に判断していただく、一番困っているところに使っていただくという内容になるのかなと、そんなふうと考えておりますので、従業員

のほうにという部分につきましては、それぞれの事業者の判断によるのかなど。国等の雇用調整関係のそれぞれの制度もございますので、そういったもので総体的に判断していただければいいかなと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、深見議員からのご質問のほうに町長が飲食業以外にもということ、正直行って安心しました。いろいろ聞いてみますと、飲食店は1番なんでしょうけれども、ほかの業者さんについても本当に減収なんだということを訴えられておりましたので、ぜひ、それらの業者さんのご相談があった場合にはですね、きちんと相談対応をしていただきたいなということをお願いを含めながらご質問したいと思いますが、今、深見議員のほうで明らかになりましたけれども、特に雇止めの場合、厚労省が出している雇用調整助成金、あるいは経済産業省がだしている持続化給付金ですね、それらが事業主に対しても、あるいは働いている方々に対しても雇用主を通じて支給されるという、特に雇用調整助成金については期限が確かあったというふうに思うのですね。そういう意味からすると、当然商工会が、指導される業務なんだろうと感じるんですが、ぜひ行政側からもこれらの助成制度、支援制度があるんだということも含めてPRをしていただきたいと思うのですが、2つの内容を伺っておきたいというふうに思うのですが、どうなんでしょうか。

ぜひ2つの制度を行政側も広報活動していただければというふうに思うのですが、その考え方を。

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず雇用調整助成金でありますけれども、厚生労働省が景気の変動、産業構造の変化に伴う、経済上の理由によって、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が一時的に休業、教育訓練、又は執行を行って労働者の雇用維持を図る場合に休業手当、賃金などの一部を助成するものであります。

新型コロナウイルス感染症特例措置といたしまして、4月1日から6月30日までを緊急対応期間としまして、全国で実施しておりますが助成率が中小企業の場合、通常3分の2が5分の4、大企業の場合は、通常2分の1から3分の2へ拡大されております。また受

給額につきましては、休業を実施した場合、事業主が支払った休業手当負担額又は教育訓練を実施した場合、賃金負担額の相当額に助成率を乗じまして、対象労働者一人当たり8,330円を上限に支給され、さらに教育訓練を行った場合には、中小企業2,400円、大企業1,800円が加算されることとなります。支給申請の窓口につきましてはハローワーク釧路になります。

もう一つ、持続化給付金でありますけれど、経済産業省が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響が出ている、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、各種法人等で2020年1月から12月のうち、売上げが前年同月比で50%以上減少した事業者に対し、事業全般に広く使える給付金として、法人200万円、個人事業者100万円を上限として支給されるものであります。

本制度につきましては、国の令和2年度の補正予算の成立を前提としている制度であると聞いておりますし、新聞報道では給付作業を担う事務局を民間企業に委託し、特設サイトによりオンライン申請を前提とし、オンライン申請ができない人、操作が苦手な人に対しましては商工会を窓口として申請を行うものとなっております。

北海道経済産業局からの情報によりますと、申請給付の時期につきましては、補正予算成立後、1週間程度で申請受付を開始し、電子申請の場合には申請から2週間程度の給付を想定し、申請に必要な事項の詳細につきましては、4月の最終週をめどに確定公表する予定と聞いているところであります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 備荒資金の残高について伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

備荒資金の残高についてのお尋ねでございますが、元年度末残高で、普通分につきましては1億289万4,000円、特別分につきましては16億4,252万4,000円、合計で17億4,541万8,000円でございます。

今年度、積み立てを予定しておりますのが、普通分で50万9,000円、特別分で625万2,000円、計で676万1,000円の積み立てを予定しております。今回の支消ですが、取り崩しを予定しておりますのが、2年度当初予算でご説明したとおり7億円を支消するという事で、もう既にご説明しておりますが、このたび4,000万円支消する予定でございますので、取り崩しは特別分で7億4,000万円予定しております。2年度末の今現在での残高見込みでございますが、普通分につきましては1億340万3,000円、特別分につきましては9億877万6,000円、計で10億1,217万9,000円の見込みでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎議案第26号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第26号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君）（登壇） 議案第26号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、育成牧場における農業用作業機械の取得であります。

今回取得をする機械は、預託牛への飼料給餌のため、トラクターけん引式トレーラー型TMR給与方式を行うための機械であり、ベースとなるグラスサイレージに濃厚飼料等をミキシング、混合し給餌を行うミキサーフィーダーであります。

現在、牧場で所有し、使用しているミキサーフィーダーは中古での取得、さらには20年以上経過しているものであり、近年、故障も頻繁に起こることから更新用に取得を図り、給餌作業の負担軽減と預託牛の健康維持、向上を図るものであります。

以下、内容について説明資料とあわせてご説明いたします。

議案19ページ、説明資料は32ページと33ページになります。

議案第26号 農業用機械の取得について

町は、下記の農業用機械を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 農業用機械の名称及び数量 ミキサーフィーダー1台

- 2 規格及び型式 トリオリット SMD-1600ZK
3 取得価格 1,023万円
4 取得の相手方 住所 札幌市中央区北1条西13丁目4番地
氏名 日本ニューホランド株式会社
代表取締役 芝本 政明

資料の説明でございますが、32ページ資料①です。

入札執行日は令和2年4月3日です。入札の参加業者は、ヤンマーアグリジャパン株式会社、日本ニューホランド株式会社、株式会社北海道クボタの3社で1回で落札となりました。納入期限は令和2年11月15日としております。

33ページの資料②はイメージ図でございますが、写真のトラクターにけん引されている、後ろの丸に囲ったものが、今回取得をするミキサーフィーダーのイメージ図になります。

以上で、議案第26号の提案趣旨並びに説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今回のミキサーフィーダーのように、使用の用途が限られる車両あるいは機械については入札等で取得するわけですが、不公平が生じないように仕様を定めるということが非常に難しい、そういう件であると思います。そういったことに関して何件かお伺いしておきたいと思っております。

1件目はこの資料に示されている、標準仕様のとおり、バーチカルタイプを購入されているわけですが、ただいまの取得理由の中にTMRを給餌するということになっておりましたけれども、そうするとバーチカルタイプをあえて取得した理由というのはどういったものかというのが1点。

それから、指名競争入札により取得先を決定しているわけですが、入札当日において失格になるような、そういったことがあるかと思うんですけれども、どういった場合失格になるかということ。これは一般論でございます。それを教えていただきたい。

それから、今回は特殊な機械でありますけれども、全体的に農業に限らずということにもなるんですが、車両とかそういった作業機、特殊な機械等を購入する場合にですね、町として共通のベースとなるマニュアルというんですか、仕様書をつくるためのマニュアルというかそういったものがあって、今回それに基づいて仕様を定めたものかどうか、以上3点お伺いします。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

まず、TMR、この仕様をなぜ選定したかという部分でございますが、バーチカルという選定の仕様はしておりません。あくまでも大きさ、今のものは大体そうかと思っておりますが、

ミキシングの均等に混ざるといような仕様、あと資料にもありますように、牧場の施設の構造上、給餌場が高さがあります。そこに、対応できる機種でなければならないという仕様、それらは特別仕様の中でうたっておりますが、これに該当する中で仕様を決めております。

それから入札の部分、私から答えるべきかどうかという部分もありますが、失格となる要件としては、いろいろな部分あるかと思いますが、一つはご案内しているのに、何も参加しなかった場合、それから時間等になんら理由がなく遅れた場合等が考えられるかなと思います。

それから、今回もそうなんです、特殊車両、機械などを入れる場合、ベースとなるマニュアルがあるかという部分でございますが、これはそれぞれ入れる機械によってもそれぞれベースとなるマニュアルを作れるのかなといったら、厳しいのかなと思います。ですから今回についても当然、そういうものはございませんが、今回については牧場という施設の配置、構造がありますので、それらに合致できる仕様を満たすというものにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） 私のほうから、先ほど議員よりありました共通の仕様書があるかということで質問がありましたので、私のほうからお答えいたします。

町としては、先ほど育成牧場長からありました、特殊車両についてはそれぞれ事情があるものなので作っていませんが、通常、町で入れる乗用等の仕様については、まず車両本体価格がありまして、それに付随するそれぞれの車種に共通する標準装備等がありますので、標準装備等を見積書等で比較させていただいて、それぞれ不公平にならないように、お互いに共通する標準装備がございますので、それをまず標準にさせていただいて、標準装備としております。また、運行に必要な装備がございます。例えばスタッドレスタイヤですとか、スノーブレード等を付けさせていただく運行に必要な装備、あと登録に必要な諸経費、この4段階に分けて仕様書をとっております。

先ほど言いましたが、共通の仕様ではございませんが、ある程度同じような仕様書の中身となっておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） バーチカルタイプを選択した理由、特にバーチカルを選択したことではないということ、それは理解しました。

2番目の失格となる場合の事由について、不参加であったり、遅刻ということもありましたけれども、想定されるのは、ほかに委任状を持たない者、要するに指名した以外の者が入札に来るような場合ということもあると思うんですが、その点、私がそう思っているだけですけれども、そういうこともあるかどうかという確認が一つ。

それから管理課長のほうからお答えいただきましたけれども、共通の仕様書というのは、

大変難しいものだと思うのですが、最低限、例えば長さであるとか、幅であるとか、高さであるとか、重量であるとか出力であるとか、あと作業幅のようなものですね。そういった必要最低限のものは必ず、仕様書に入れるべきではないかとか、そういう共通認識というものを全体として持つ必要がないのかなと思うんですね。今回特殊なものですけれども、もっとベーシックなものもあるわけで、そういった場合の共通の仕様ということについて役場として、牧場の案件も含めて考えるというような、そういったことはないですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 私のほうから入札失格の委任状、それから指定されていない方の参加、という部分でございますが、今回についてはそれらの該当は当然ございませんでした。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

仕様の統一したものを持つべきでは、というご指摘でございます。管理課長、育成牧場長から既に答弁あるんですけれども、統一できるものについては統一していく、そしてそれぞれの所管ごとに必要とする機械ごとに違うところがありますので、それは統一というよりは、その所管ごとに毎回違わないように必要なことを記載すべきだと思っております。議員ご指摘のあった、例えば作業機であれば必要な長さとか幅とかこちらが想定している作業に1番合致する形を不公平がない形で定める必要があるというふうには思っております。

随時、指名委員会等でも議論しながら最適化を図っているところでありまして、今時点のやり方が100%正しいとは思っておりません。間違いあるいは抜け落ちがある可能性もありまして、それについては町民の皆様にご迷惑が掛からないように、随時、内容を確認しながら適正な形にしていきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） ここで予定価格が出ております。取得価格が出ております。私この予定価格がいつも気になって幾度か前にも聞いたことがあるんですけれども、今回3社が見積もりに参加されております。その中で育成牧場として予定価格を1,122万円と出しておりますけれども、その根拠をまず教えていただきたい。それと取得価格1,023万になっておりますけど、ニューホランドさんの一般的な販売予定価格はいくらだったんでし

ようか。お聞きします。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

予定価格の設定につきましては、事前にこちらで導入をしたいという、標準仕様、特別仕様を示した中で参考の資料、それから見積書をいただいております。その中で1番金額の低い価格を予定価格とさせていただきます。

ニューホランドさんの売価といいますかその価格でございますが、そこについてはこちらでは承知できておりません。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 予定価格、お聞きいたしましたら各社から見積もりをいただいている、その1番安いところの予定価格にしているというお話でしたけれども、であれば入札せずにはっきり言えばその段階でどのメーカーでと決まるわけですね。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

あくまでも業者さんの通常の販売価格で見積もりを出してくるものだと思います。ですから入札にあたっては、そのとおりの金額で順番でということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は原案可決されました。

◎議案第27号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第27号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君）（登壇） 議案第27号の提案趣旨並びに内容についてご説明い

たします。

本案につきましては、育成牧場で平成8年度に購入し、牧草や飼料の運搬用の車両として運行しており、走行距離数が25万キロに達し、老朽化が進んでいる車両の更新を図るものであります。

以下、内容について説明資料とあわせてご説明いたします。

議案書へ参ります。20ページをお開きください。

議案第27号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

- 1 車両の名称及び数量、ファームダンプ 1台
- 2 規格及び型式 いすゞフォワード 2GR-FRS90S2
- 3 取得価格 1,361万7,250円
- 4 取得の相手方 川上郡標茶町麻生7丁目35番地

太陽自動車工業株式会社 代表取締役 澤田尋之

次に、議案説明資料により補足説明いたします。説明資料34ページをお開きください。

この車両の所管につきましては育成牧場となっております。

入札執行日は令和2年4月10日です。入札参加業者ですが、木下自工株式会社、釧路トヨタ自動車株式会社標茶店、太陽自動車工業株式会社、東部ダイハツ株式会社、有限会社菊地自動車整備、有限会社小林自動車整備工場。納車期限につきましては令和3年3月31日としております。備考といたしまして、予定価格が1,397万4,750円です。

続いて、説明資料36ページをお開きください。

これにつきましては、車両のイメージとなっております。なお、あおりは観音開きとなっておりますが、購入車両につきましては、ダンプタイプのもと同様の一枚もののおおりにしております。

以上で議案第27号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、令和2年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午前11時55分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地 誠道

署名議員 8番 深見 迪

署名議員 9番 本多 耕平

署名議員 10番 黒沼 俊幸